

京都府環境影響評価条例の改正について

(答申案)

令和5年 月

京都府環境審議会

## 1 はじめに

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要な施策である。

国においては、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）を平成11年に施行し、また、京都府においては、法の対象事業よりも規模が小さい開発事業等について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、事業者自らによる環境保全への配慮を求めている。

また、平成23年には、より柔軟な環境配慮を可能とするために計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）を追加する法改正が行われ、条例においても平成25年に同様の改正が行われたところである。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が改正され、所定の条件を満たした事業について、法に基づく配慮書手続を省略する新制度が措置された。

この法改正を受け、令和4年7月4日付けで、京都府知事から本審議会に京都府環境影響評価条例の改正について諮問を受けたことから、本審議会として環境管理部会に付議して審議を重ね、この度、その結果を答申としてとりまとめた。

京都府において、本答申を踏まえ、速やかに条例改正されることを期待する。

## 2 条例改正の必要性について

この地球温暖化対策推進法の改正では、地域の脱炭素化の推進のため、市町村が地域脱炭素化促進事業（地球温暖化対策推進法第2条第6項に規定するものをいう。）の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定することを可能とする制度が措置された。

本制度では、促進区域の設定に当たり、国が定めた基準に加え、都道府県が基準を定めた場合にあっては、当該基準（以下「都道府県基準」という。）に基づき、あらかじめ市町村において環境の保全に適正な配慮がなされ、かつ、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で地域脱炭素化促進事業計画（地球温暖化対策推進法第22条の2第1項の規定により作成される計画をいう。以下同じ。）が認定される。

この都道府県基準は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入するに当たって望ましい立地の考え方や再エネ事業における環境配慮のあり方に関する考え方について、個別の事業計画の立案段階に先立ち、より上位の段階にある都道府県の地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定

により策定される計画)において当該都道府県における再エネ導入の政策方針として明確にするもので、いわゆる戦略的環境アセスメントの一種であるとされている。

これにより、都道府県基準に基づき定められた促進区域において、市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に基づいて地域脱炭素化促進施設(地球温暖化対策推進法第2条第6項の施設をいう。以下同じ。)の整備については、法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が都道府県基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保されていることから、地域脱炭素化促進事業の促進の観点からも重複する検討を事業者に課さないとの趣旨で、法に基づく配慮書手続の規定を適用しないこととする特例が定められている。

本審議会では、京都府知事から都道府県基準の考え方に係る諮問を受け、総合政策部会、地球環境部会及び環境管理部会の3部会合同で地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会を設置の上、検討し、別途答申(以下「基準等答申」という。)を予定しているところである。

基準等答申の都道府県基準の案は、太陽光発電設備と風力発電設備について法が適用される規模の事業に限定せず、全ての規模の事業を対象としている。

したがって、京都府において、基準等答申を踏まえて適切な都道府県基準が設定されることを前提にすれば、法の適用対象となる開発事業等よりも小さい規模の事業を対象とする条例においても、法に基づく配慮書手続が省略される条件を満たす地域脱炭素化促進施設の整備については、法の手続省略と同じ趣旨から、配慮書手続の規定を適用しないこととする特例を定めることが妥当である。